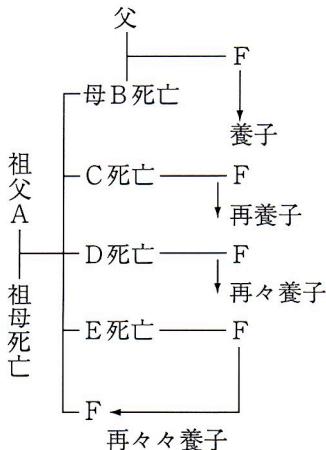


## 養子縁組と法定相続人

**二** のたび、下図の祖父Aが死亡し相続が発生しました。相続人であるべき母はすでに死亡しているので、その子Fが代襲相続人です。



**同** 時にFは母の兄弟姉妹のCの子として養子縁組をし、引き続き他の兄弟姉妹D、Eの子として次々と再養子縁組をしています。

組をしていました。最後に、祖父母にも養子縁組をしていました。その兄弟姉妹もそれぞれすでに他界してしまっています。

徳川15代将軍慶喜は水戸家から一橋家の養子になりました。徳川本家の再養子となりました。こういうことは昔は普通のことでした。

**養** 子制度の趣旨は、家制度に基づく養子制度、養親養家に利益をもたらす養子制度から、養子のための養子制度へと、大きく歴史的に変遷してきています。以前の制度趣旨が否定されているわけではありません。現行民法においても、再養子、再々養子はあり得てよいことになっています。

**左** 図の例の場合、法定相続人は何人になるでしょうか。

**現** 行相続税法では、法定相続人になれる養子の数に制限を置いています。  
①相続人に実子がいる場合（1人）  
②相続人に実子がない場合（2人）です。

**二** の相続関係図での祖父Aの相続人は、実在人数としてはFのみです。ただし、FはAの養子としての身分のほかに、BとCとDとEの代襲相続人としての身分があります。実親の相続権と扶養義務から切断される特別養子以外の一般の養子は、実親と養親の両方の相続権と扶養義務を持つ二重身分になります。Fはここでは五重身分です。

**被** 相続人の養子は1人だけなので、養子数の制限に触れてはいませんから、法定相続人は5人となるのが正解のようです。

成し遂げんとした志を  
ただ一回の敗北によつて  
捨ててはいけない。

7日大雪。  
21日冬至。  
月を迎えたいと思いまます。  
お歳暮、年賀状、正月連休  
中の対策庶務等、万事気忙  
しい年末です。手順よく早  
めに準備し、落ち着いた正  
月を迎えることを願っています。

年の暮。鯛もよし、大根  
も旨し、河豚もよし。  
「壇の浦を見にもゆかず  
に河豚をくふ虚子」  
12月は年間を通じて最も  
日中の短い月で、21日は昼  
間が最短の冬至です。



### 12月の税務メモ

#### (国 税)

- 11月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 10月決算法人の確定申告
- 25年4月決算法人の中間（予定）申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

#### (地方税)

- |   |   |
|---|---|
| 10日<br>(翌年)<br>1月4日<br>(本年最終)<br>(給与支<br>払日まで)<br>(地方条例<br>による) | ○11月分個人住民税特別徴収分の納付（特例適用者は6か月分）<br>○10月決算法人の確定申告<br>○25年4月決算法人の中間（予定）申告<br>○固定資産税、都市計画税の納付 |
|---|---|

（シェークスピア）

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。